平成２７年（フ）第２３９号
札幌市北区新琴似６条10丁目１番18号　コーポ中安202号
債務者　中島　典子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４７号
札幌市北区北30条西７丁目２番21号　パレス藤崎302号
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５４号
札幌市白石区本通８丁目南３番11号　コーポ山口Ｃ号
債務者　上田　恵里
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８３号
札幌市中央区南６条西13丁目４番26号　リリーマンション401号
債務者　高岡　　藍
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
盛岡市津志田15地割42番地
債務者　小沢　一生
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０号
福島県会津若松市門田町大字御山字村中321番地の２、前住所福島県会津若松市石堂町10番21号
債務者　星　　玉子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
群馬県伊勢崎市中央町22番５号　中央ビルメゾン石坂305
債務者　瀬戸　令子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
群馬県渋川市中郷2823番地
債務者　飯塚絵理子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
群馬県渋川市有馬2605番地１
債務者　田子　　亮
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
群馬県渋川市金井1585番地15　金島団地２号棟507号
債務者　吉田　翔子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
群馬県伊勢崎市堀口町229番地３　ヨコザワヒルズ13―202
債務者　菅原　拓磨
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
群馬県前橋市平和町１丁目７番５―405号　ルネッサンス平和
債務者　矢嶋　弘文
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６号
群馬県伊勢崎市南千木町2681番地１　ルミナス羽黒台110
債務者　川田　要一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
群馬県前橋市岩神町２丁目10番10号
債務者　都丸　克彦
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
群馬県高崎市新町1876番地１　市住17号
債務者　酒井　茂子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３３号
群馬県高崎市下佐野町762番地２　赤石貸家５号
債務者　三浦　貴志
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部